



平成 19 年 4 月 10 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 東 栄 住 宅
代表者の役職名 代表取締役社長 佐々野俊彦
(コード番号：8875 東証第一部)
問い合わせ先 常務取締役管理本部長兼財務部長 柴田英夫
電 話 番 号 0 4 2 - 4 6 3 - 8 8 4 5

(訂正)「定款の一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

当社は、平成 19 年 3 月 22 日付けにて発表いたしました「定款の一部変更に関するお知らせ」の記載に一部訂正がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訂正の理由

現行定款の条文の記載について訂正を行うものであります。

2. 訂正の内容

定款変更の内容 別紙（新旧対照表）3 頁および 9 頁 の現行定款の条文の記載を以下のとおり訂正いたします。なお、変更案として記載した条文の内容に訂正はございません。

（下線部 は、訂正箇所を示します。）

誤	正
(公告の方法) 第 4 条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。	(公告の方法) 第 4 条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない <u>事故</u> <u>その他やむを得ない事由</u> が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。
(取締役会の招集権者および議長) 第 23 条 取締役は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。	(取締役会の <u>招集者</u> および議長) 第 23 条 取締役会 <u>は</u> 、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

上記訂正後の現行定款と変更案は、以下のとおりです。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、電子公告により行う。<u>ただし、電子公告によることができない事故</u> <u>その他やむを得ない事由が生じたときは、</u> 日本経済新聞に掲載して行う。</p>	<p>(公告方法)</p> <p>第4条 当社の公告方法は、電子公告により行う。<u>ただし、事故その他やむを得ない事由</u> <u>によって電子公告による公告をすることが</u> <u>できない場合は、日本経済新聞に掲載し</u> て行う。</p>
<p>(取締役会の招集者および議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ 取締役会において定めた順序により、他の 取締役がこれにあたる。</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p>

以上